

地盤保証約款

(保証者による保証)

第1条 保証者は、被保証者に対し、この保証約款に従い保証を行います。

(対象物件)

第2条 保証の対象物件は、次のすべての条件を充たす必要があります。事前協議の上、当社が認めるものはこの限りではありません。

- ①保証者が認める地盤調査を実施している物件
- ②保証者が認める地盤調査に基づいて地盤改良工事が施工された場合、保証者がその結果を確認し保証者が定める品質基準を満たしている物件
- ③対象とする物件の用途および規模が次のいずれかに該当し、延床面積が1000m²以下の物件
戸建住宅・3階以下の共同住宅・3階以下の併用住宅・3階以下の事務所・3階以下の店舗

(保証事故)

第3条 保証者による地盤調査または地盤補強工事（杭打ち工事を含みます。以下「工事」といいます）が行われた地盤（以下「地盤」といいます）において、その地盤調査の分析結果判定日または地盤補強工事の完了日から12ヶ月以内に基礎工事が開始された保証対象である住宅（以下「保証住宅」といいます）が不同沈下した場合当該物件の3m以上離れている2点の間を結ぶ直辺の水平面に対する勾配角5/1000以上の傾斜の場合またはこれに準じ社会通念上補修が必要と認められる場合に、保証者は、被保証者に対してこの約款が定めるところにより、補修または補修に代えてもしくは補修と併せて損害賠償によって保証を行います。

- 2 前項に定めるところにかかわらず、補修が著しく困難な場合または発見された不具合事象の程度に比べて補修に過分の費用を要する場合は、被保証者は保証者に対して補修を求ることはできないものとし、保証者は、補修に代えて損害賠償を行うものとします。
- 3 前項の場合、保証者は、損害賠償の対象部分について、被保証者に対して補修の責を負わないものとします。

(保証期間)

第4条 保証期間は、工事が完了した後、被保証者が当該物件の基礎工事を開始したときから始まり、保証住宅が物件所有者に引き渡された日から起算して20年間が経過する日までとします。

(保証内容)

第5条 保証者による保証の総支払限度額は、1事故につき5,000万円とします。
また、損害または費用の範囲については物件所有者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害として、社会通念上妥当と判断する損害または費用に限ります。

(保証免責事由)

第6条 保証者は、次の各号に掲げる損害については保証の責任を負いません。

- (1) 火災、爆発、暴動等の不可抗力に起因する損害
- (2) 近隣の土木工事、道路工事または車両の通行などの保証者以外の者的人為的な作用に起因する損害
- (3) 地震、噴火、洪水、津波、落雷、地滑り、崖崩れ、断層の活動、地割れ等による地盤もしくは地形の変動またはこれらに類似の予期できない自然環境の変化に起因する損害
- (4) 保証者及び保証者の登録事業者以外の者が実施した地盤調査または地盤補強工事に起因する損害
- (5) 保証者及び保証者の登録事業者以外の者の支給材料もしくは支給機器類または保証者以外の者の施工に起因する損害
- (6) 工事後に行われた、予定と異なる建設工事または地盤補強工事に起因する損害
- (7) 保証住宅の引渡後の増改築工事に起因する損害
- (8) 保証住宅の引渡後に変更された保証住宅の使用目的または使用方法に起因する損害
- (9) 地盤調査当時に実用化されていた技術では予測または予防することが不可能であった現象に起因する損害
- (10) 地下水の増減に起因する損害
- (11) 動植物に起因する損害
- (12) 保証住宅の引渡後、20年を経過した後に請求された損害
- (13) 造成時に法律に違反した工事がなされたことに起因する損害
- (14) 地盤調査終了後に行う地盤補強工事を行っている間に生じた損害
- (15) 地盤補強工事終了後に行う地盤調査を行っている間に生じた損害

(保険の付保等)

第7条 本地盤保証制度においては、保証住宅ごとにその保証者を被保険者として、この保証約款に基づく保証者の保証の一定部分を担保する保険が、損害保険会社へ付保されます。

(その他)

第8条 この保証約款の内容は、日本国内の法律に準拠して解釈または適用されるものとします。

コンフィデンス地盤保証株式会社

〒651-0086 兵庫県神戸市中央区磯上通8丁目1-29 カサベラビルC&Mビル403
mail:info@confidence-jiban.com